

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

朝霞市教育委員会教育長

朝霞市教育委員会規則第 5 号

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

朝霞市学校給食費徴収規則（令和 2 年朝霞市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号及び第 7 条第 3 項の表中「1, 8 6 0 円」を「3, 6 3 0 円」に改める。

附則第 2 項の前の見出し中「令和 7 年度後期」を「令和 8 年度」に改め、同項中「令和 7 年 1 0 月から令和 8 年 3 月」を「令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月」に、「令和 7 年度後期給食費」を「令和 8 年度給食費」に改め、「。以下「令和 7 年一部改正規則」という。」を削り、「第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」を「第 5 条第 1 項第 2 号及び朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（令和 8 年朝霞市教育委員会規則第 号。以下「令和 8 年一部改正規則」という。）による改正後の第 5 条第 1 項第 1 号」に改め、同項第 1 号中「4, 8 5 0 円」を「8 0 0 円」に、「1, 5 0 0 円」を「4 9 0 円」に改め、同項第 2 号中「5, 5 5 0 円」を「3, 4 0 0 円」に改める。

附則第 3 項中「令和 7 年度後期給食費」を「令和 8 年度給食費」に、「令和 7 年一部改正規則」を「令和 8 年一部改正規則」に改め、同項の表中「2 8 8 円」を「4 8 円」に、「4, 8 5 0 円」を「8 0 0 円（小学 1 年生の 4 月分にあつては、4 9 0 円）」に、「3 3 0 円」を「2 0 2 円」に、「5, 5 5 0 円」を「3, 4 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の前日に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。